

社会福祉法人郡山市社会福祉事業団定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、市と一体となって、郡山市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

ア 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

ア 障害福祉サービス事業(生活介護、就労継続支援、共同生活援助、短期入所)の経営

イ 障害児通所支援事業(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)の経営

ウ 身体障害者福祉センターの経営

エ 地域活動支援センター事業の受託運営

オ 特定相談支援事業の経営

カ 一般相談支援事業の経営

キ 障害児相談支援事業の経営

ク 児童厚生施設の経営

ケ 老人福祉センターの経営

コ 老人デイサービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人郡山市社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県郡山市朝日一丁目29番9号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に満たない場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の1人あたりの総額が50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月等必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執

行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に満たない場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第23条 理事及び監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（取引の制限）

第24条 社会福祉法第45条の16第4項において準用する法人法第84条の規定に基づき、理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（事務局及び職員）

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長は、郡山市長の承認を得て、理事会において、選任及び解任する。

3 この法人の経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、郡山市長の

承認を得て、理事会において、選任及び解任する。

4 事務局長及び施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、以下に掲げる財産をもって構成する。

現金 1,000万円

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、郡山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、郡山市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 高齢者文化休養センターの経営
 - (2) 地域交流センターの経営
 - (3) 市民福祉センターの経営
 - (4) 緑地等管理中央センターの経営
 - (5) 福祉センターの経営
 - (6) 八山田こども公園の経営
 - (7) 長寿社会振興センターの経営
 - (8) 高齢者生きがい活動支援通所事業の受託運営
 - (9) 郡山市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業の受託運営
 - (10) 郡山市授産支援事業の受託運営
 - (11) 障害者地域生活支援事業の運営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、郡山市に帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、郡山市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を郡山市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人郡山市社会福祉事業団の掲示場に掲示し、郡山市の広報に掲載するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	青木 久
常務理事	遠藤 英夫
理 事	本名 六郎
〃	柳沼 三郎
〃	丹治 芳男
〃	星 一雄
〃	青木千代美
〃	池ヶ谷眞一
〃	家久来 明
〃	佐々木敬昌
監 事	諸越 信明
〃	高木 信雄

- 2 この定款は、平成2年3月15日から施行する。

附 則（平成3年3月30日施行）

この定款は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成4年5月25日施行）

この定款は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成6年5月10日施行）

この定款は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成7年4月12日施行）

この定款は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成8年11月28日施行）

この定款は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、福島県知事の認可のあった日（平成9年3月31日）から施行する。ただし、第14条、第24条及び第25条の規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年5月13日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年3月31日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年6月1日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成14年2月4日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成14年4月30日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年4月1日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成16年 4 月 1 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成17年 1 月31日施行）

1 この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

2 平成17年 4 月 1 日付の定款変更の認可申請に伴い増員されることとなる理事及び評議員の任期は、第 7 条第 1 項及び第18条第 1 項の規定にかかわらず、理事については平成18年 3 月28日までとし、評議員については平成18年 2 月28日までとする。

附 則（平成18年 3 月31日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年10月10日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年 2 月 2 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年 4 月19日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年 6 月18日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年 4 月 1 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 1 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成24年10月 1 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成26年10月29日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、郡山市長の認可のあった日後、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月 1 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（平成31年 4 月 1 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月29日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日施行）

この定款は、郡山市長の認可のあった日から施行する。